

新旧一覧表(工事関係)

	令和2年6月1日通知	今回通知	備考
10	(新設)	<p><u>現場代理人が新型コロナウイルスに罹患もしくは濃厚接触者となり、自宅等での待機が必要となった場合、電話等を活用することにより業務の継続が可能であれば、自宅等で待機する期間は現場不在とすることができるものとする。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルスを理由とする場合に限り、技術者制度運用マニュアル(長崎県)にて認める7日間以内の現場不在を超えて不在とすることを認める。)</u></p> <p><u>ただし、現場代理人が担う業務のうち現場作業員等への指揮、安全管理について、担当者を別に定めて現場に常駐させるものとし、その計画を監督員へ通知すること。(万が一業務を行うことが困難であれば、一時中止を行うか、現場代理人の交代を検討すること。)</u></p>	<p>新型コロナにおける特例。</p>
11	(新設)	<p><u>専任を要する主任技術者または監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐が新型コロナウイルスに罹患もしくは濃厚接触者となり、自宅等での待機が必要となった場合、電話等を活用することにより業務の継続が可能であれば、工事を継続することができる。(あくまで専任であるため、現場常駐の義務はない。)(万が一業務を行うことが困難であれば、一時中止を行うか、技術者の交代を検討すること。)</u></p>	